

平成27年8月12日

各 位

**GOYO**foods  
Go! Best the Future by Cheer Foods.



会 社 名 五洋食品産業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 舛田圭良  
(コード番号 2230 TOKYO PRO Market)  
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 森 健介  
( T E L 0 9 2 - 3 3 2 - 9 6 1 0 )

### 定款の一部変更（監査役会設置会社への移行）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年8月27日に開催予定の第40期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について上程することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

経営体制の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るため監査役会設置会社に移行するに伴い、現行定款第4条（機関）及び第32条（監査役の任期）の一部を変更し、第33条（常勤監査役）、第34条（監査役会の招集通知）、第35条（監査役会の決議の方法）、第36条（監査役会議事録）、第37条（監査役会規則）を新設するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変 更 案
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

<p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (新設) <u>(3) 会計監査人</u></p>	<p>(1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>第5条～第29条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第29条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役</p>	<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>
<p>第30条～第31条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第31条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(監査役の任期)</p>
<p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤監査役)</u> 第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 34 条  <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会  日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場  合には、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の  通知をしないで監査役会を開催することがで  きる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第 35 条  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある  場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会議事録)</u></p> <p>第 36 条  <u>監査役会における議事の経過の要領及び結果  並びにその他法令で定める事項は、議事録に  記載又は記録し、出席した監査役が記名押印  又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第 37 条  <u>当社の監査役会に関するその他の事項は、  監査役会で定める「監査役会規則」による。</u></p>
<p>第 33 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条～第 46 条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 8 月 27 日 (予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 8 月 27 日 (予定)

以 上